



アンビシャス上場ガイドブック



証券会員制法人 札幌証券取引所

目 次

はじめに	1
I 上場対象企業	2
II 市場の位置付け	3
III 上場審査の流れ	4
IV 審査基準（株券上場審査基準第6条関係）	11
V 上場審査の内容（株券上場審査基準第5条関係）	18
VI 上場後の会社情報の提供、書類の提出	50
VII 上場費用	51
VIII 上場前の公募又は売出し等について	53
IX 新規上場申請に伴う提出書類一覧表	66

はじめに

札幌証券取引所（以下「札証」という。）において、2000年4月、「北海道の地域経済の活性化に資するため、成長が見込まれる企業に対し、できる限り資金調達の手機を提供するとともに、投資家に対しても魅力ある投資機会を提供すること」を目的に「新興企業向け市場」として、アンビシャスは開設されました。

また、2012年6月には市場の改革を行い、市場コンセプトを「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた中小・中堅企業向け育成市場」に再確立されました。

一般的に、株式の上場は、上場する会社にとって、資金調達の円滑化・多様化、企業の社会的信用力や知名度の向上等のメリットがあるとされていますが、その一方で、上場会社が発行する有価証券が、一般個人の方も含めて不特定多数の投資者の投資対象となることを意味しています。

このため、札証では、投資者保護の観点から、上場会社としての一定の適格性を有しているかどうかについて、上場に関して定められた諸規則に基づいて上場審査を行っています。

アンビシャスは、多くの道内企業が上場を目指せるように対象企業の間口を広げており、従来の高い成長が期待される企業に加えて、永年に亘り、安定的な成長を続け、地域経済に貢献している中小・中堅企業も上場対象企業としました。

また、上場審査基準では、企業規模的な要素を中心に道内経済の実態を考慮し、他市場よりも緩やかな形式基準（株主数、上場時時価総額、流通株式、利益額等）を採用しています。

さらに、アンビシャスはステップアップ市場という位置付けから、本則市場への3年以内の市場変更には、「提出書類」の軽減や「上場審査費用」の免除といった優遇措置を設けています。

上場をお考えの会社の方々には、上場審査に関する基準を十分にご理解いただいたうえで、上場準備作業を行っていただき、上場企業に相応しい社内管理体制を整備し、開示体制を確立することなどによって、経営体質の改善・強化を行い、「パブリックカンパニー」としての責務を十分果たす会社を目指していただきたいと思います。

本書は、アンビシャスへの上場審査に関する基準や上場審査の内容についてわかりやすく解説したものであり、上場を目指す会社の皆様、上場に携わる関係者の皆様にとって、上場審査に関する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

2024年12月
証券会員制法人 札幌証券取引所

I 上場対象企業

アンビシヤスは、「北海道の地域経済の活性化に資するため、成長性が見込まれる企業に対し、できる限り資金調達機会を提供するとともに、投資家に対しても魅力ある投資機会を提供すること」を目的に「新興企業向け市場」として開設され、市場の改革に伴い、市場コンセプトを「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた中小・中堅企業向け育成市場」として再確立しています。

したがって、アンビシヤスは、多くの道内企業が上場を目指せるように対象企業の間口を広げていることから、従来の成長が期待される企業に加えて、永年に亘り、安定的な成長を続け、地域経済に貢献している中小・中堅企業も対象としております。

そこで、「成長が期待される企業」に該当するか否かを具体的にどのように判定するかといいますと、札証の会員である幹事証券会社は、申請会社が高い成長の可能性を有していると認められる企業である旨及びその理由について記載した書面（以下「推薦書」という。）を札証に提出すること（有価証券上場規程第3条第2項第7号）が必要であり、その提出された推薦書の内容がアンビシヤスのコンセプトに合致していることを確認することになります。

また、「安定的な成長を続けている中小・中堅企業」の判定については、最近2年間において、営業利益を5,000万円以上計上している場合が該当し、その場合には推薦書の成長性に関する事項の記載を不要としています（有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（3）ただし書）。

なお、北海道に本店又は主要事業所等を有しない企業については、「北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面」を作成し、提出することが必要となります。（有価証券上場規程第3条第2項第7号の2）

II 市場の位置付け

札幌証券では、本則市場とアンビシャスの二つの市場を提供しております。

本則市場は事業基盤を確立した大企業・中堅企業向けの市場であり、一方、アンビシャスは「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた中小・中堅企業向け育成市場」であることを市場コンセプトとしています。

このようにアンビシャスは本則市場とコンセプトが異なる市場であることから、多くの道内企業が上場を目指せるように対象企業の間口を広げる方法として、本則市場よりも上場審査基準を緩和しています。

また、上場後、アンビシャスから本則市場への3年以内の市場変更には、優遇措置を受けることができます。

市場の位置付けのイメージ

【札幌証券取引所】

本 則 市 場

事業基盤を確立した大企業・中堅企業向けの市場

企業成長に合わせたステップアップ

アンビシャス

近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた中小・中堅企業向け育成市場

特長1：上場対象企業の間口が広い

特長2：上場審査基準の緩和（株主数、上場時時価総額、流通株式、利益額等）

特長3：本則市場へのステップアップのための優遇措置

Ⅲ 上場審査の流れ

上場審査は、アンビシャスの株券上場審査基準に基づいて行われます。

1. 上場申請に至るまで

(1) 上場準備作業

上場準備作業とは、上場準備に具体的に着手する作業全般をいい、主幹事証券会社、監査法人及びその他のサポート会社の選定・決定並びに社内管理体制や開示体制の整備・運用、資本政策の検討・実行、申請書類の作成など、上場に至るまでの全ての作業が含まれます。

これらの作業は非常に範囲が広く、部門横断的な課題や共通した課題が多いため、相当な時間を要します。

通常、アンビシャスの場合で3年間程度の「上場準備期間」を必要とします。

上場準備作業を開始するにあたって、会社は「パブリックカンパニー」としての責務を十分に果たす会社に変貌するという、意識改革を推し進めることが必要です。

上場準備作業を通じて、上場企業に相応しい社内管理体制を整備し、開示体制を確立することが必要となります。これらの体制整備を単に株式上場のための経営の自由度を制限するものとしてとらえるのではなく、経営体質の改善・強化の絶好の機会であると認識することが大切です。

(2) 上場申請に係る事前確認

上場申請にあたり、札証は主幹事証券会社に対して、①申請会社の成長可能性に係る事項、②公開指導・引受審査の内容に関する事項、③反社会的勢力との関係、④審査日程などの事前確認を行います。

① 成長可能性に係る事項

申請会社が、アンビシャスの上場要件である成長可能性を有しているか否かについては、主幹事を務める証券会社が判断することになります。

主幹事証券会社は、申請会社が成長可能性を有していると認められる者であること及びその理由について記載した書面（以下「推薦書」という。）を札証に提出します。

なお、申請会社が最近2年間において、営業利益を5,000万円以上計上している場合は、推薦書の成長性に関する事項の記載は不要としています。

② 公開指導・引受審査の内容に関する事項

主幹事証券会社が、上場申請に至るまでに実施した公開指導や引受審査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項（公開準備過程で整備した内容を含む）を、新規上場

申請書類である「公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面」の記載内容等に基づいて確認します。

具体的には、業種や業態、会社の規模や成長段階など、申請会社の状況を勘案して特に留意した事項、重点的に確認した事項（例：特殊な会計処理の採用、特徴的な事業上のリスク、重要な内部管理体制の整備・運用、重大な法令違反の存在など）を、書面の記載内容に基づき説明いただくとともに、主幹事証券会社として、公開指導を開始した時期・経緯などについても伺うことがあります。

③ 反社会的勢力との関係

反社会的勢力との関係の確認に際しては、主幹事証券会社が作成する「確認書」及び調査の内容・方法を記載した別紙（ドラフトで可）並びに申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書のドラフト（別紙添付）」に基づいて、次の点を確認します。

- イ 履歴・属性を調査した新規上場申請者の関係者（役員・株主・取引先等）の範囲。
また、その範囲の決定にあたり、新規上場申請者の設立経緯や取引関係、業界慣行や取引慣行などを考慮している場合は、その内容。
- ロ 反社会的勢力との関係を確認するために実施した調査の内容（新規上場申請者の取引先等からの評価を調査している場合は、その内容を含む。）。

④ 審査日程

主幹事証券会社から申請会社へ提示された上場ファイナンス日程案を踏まえて、札証は上場申請から上場承認までの2か月間の審査スケジュール案を提示します。

なお、提示した審査スケジュールについては、上場申請までの間は、申請会社の業務等の状況を踏まえながら、適宜、調整を行います。

2. 上場申請

申請会社は、上場申請に必要な書類を提出し、事業内容等の説明を行います。
札証からは、今後の審査スケジュールと審査の進め方などについて説明を行います。

（1）出席者

- ① 申請会社 … 代表者、上場担当の責任者、窓口となる事務責任者
- ② 主幹事証券会社 … 担当者
- ③ 札証 … 役員、審査担当者

(2) 申請日

申請日は、あらかじめ札証と主幹事証券会社と協議のうえ、決定します。

3. 上場審査

上場審査は、株券上場審査基準に基づいて行われます。

(1) 審査担当者

上場審査（書面審査やヒアリング等）は、札証上場審査部の審査担当者が行います。

(2) 標準的な審査の進め方

① 上場申請時の提出書類に基づく書面審査

審査担当者は、提出書類をもとに株券上場審査基準（第6条関係）への適合状況を確認します。

② 事業計画等の提出書類に基づいたヒアリング

- ・ 札証からは事前に質問表を提示し、申請会社はヒアリングまでに回答書を提出します。
- ・ 提出書類及び質問回答書等に基づき、通常3回程度実施します。
- ・ ヒアリングの日程は、申請会社の日常業務を考慮に入れながら対応していきます。

③ 実地調査（実査）

通常、審査担当者が申請会社の本社、工場、店舗、研究所、事業所等に赴き、事業内容の実態をより正確に把握したり、必要に応じて、会計伝票・証票等を閲覧し会計手続きの確認などを行います。

④ 監査役面談、独立役員面談等

監査役面談では、原則として常勤監査役に対して、実施している監査の状況や申請会社の抱える課題等についてヒアリングを行います。

さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、経営者のコンプライアンスに対する意識、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。

その他の役員の方や内部監査担当者の方に対しても、個別の事情に応じて必要と判断した場合にはヒアリングを行う場合があります。

⑤ 公認会計士ヒアリング

申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。

⑥ 社長面談

通常、上場申請時に社長から札証役員に対して経営方針、今後の事業計画等を説明していただきます。

また、必要に応じて、審査の過程において、社長に札証へご来訪していただき、札証役員との面談を行うこともあります。その際に、札証役員より事業計画等に関する質問をさせていただくとともに、上場会社になった際の留意事項・要請事項について説明します。

(3) 所内協議・決裁

所内において所定の手続き、決裁を経て、上場審査は実質的に終了します。

決裁終了後、申請会社に対し、札証として上場の承認を決定したことを通知するとともに、その後の手続きなどについて連絡します。

4. 上場承認以後

(1) 上場承認の公表

所内決裁後、札証から報道機関等に対して申請会社の上場承認を公表します。

(2) 適時開示等の手続きについての説明

上場承認から上場日までの間において、情報取扱責任者になる方と上場後の適時開示の担当者となる方に、適時開示や決算発表等の手続き及びインサイダー取引規制について、札証（自主規制部）から説明します。

(3) ファイナンスの手続き（公募又は売出しの実施状況の確認）

上場に際しての公募又は売出しにより、株式の分布状況等に関する基準（株主数）の充足状況を確認します。

また、公募又は売出しが、上場前の公募等に関して定められた諸規則に基づいて行われていることも確認します。

(4) 上場

上場日には上場セレモニーが行われ、札証から上場会社に対して有価証券上場通知書と記念品が贈呈されます。

○モデルスケジュール

【事前確認から上場承認まで】

(X)月			(X+1)月		
1	火		1	金	上場申請、申請書類受領
2	水		2	土	
3	木		3	日	
4	金		4	月	
5	土		5	火	
6	日		6	水	
7	月		7	木	
8	火		8	金	第1回質問表提示
9	水		9	土	
10	木		10	日	
11	金		11	月	
12	土		12	火	
13	日		13	水	
14	月		14	木	
15	火		15	金	回答書提出
16	水		16	土	
17	木		17	日	
18	金	上場申請に係る事前確認	18	月	
19	土		19	火	
20	日		20	水	第1回ヒアリング
21	月		21	木	
22	火		22	金	
23	水		23	土	
24	木		24	日	
25	金		25	月	第2回質問表提示
26	土		26	火	
27	日		27	水	
28	月		28	木	
29	火		29	金	
30	水		30	土	
31	木				

(X+2)月		
1	日	↓
2	月	回答書提出
3	火	
4	水	
5	木	第2回ヒアリング
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	第3回質問表提示
11	水	↓
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	実査・役員面談 ↓
17	火	回答書提出
18	水	公認会計士ヒアリング
19	木	
20	金	第3回ヒアリング
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	社長説明会
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	上場承認

(注) 公認会計士ヒアリングや実査等は、申請会社の業種・業態に応じて、審査の初期段階に実施する場合があります。

【上場承認から上場日まで】

(Y)月			(Y+1)月		
1	火	上場承認、新株発行取締役会決議 有価証券届出書提出	1	金	「公募又は売出実施通知書」提出
2	水		2	土	
3	木		3	日	
4	金		4	月	払込期日
5	土		5	火	上場日
6	日		6	水	
7	月		7	木	
8	火	プレマーケティング期間	8	金	
9	水		9	土	
10	木		10	日	
11	金		11	月	
12	土		12	火	
13	日		13	水	
14	月		14	木	
15	火	仮条件決定取締役会	15	金	
16	水	第1回訂正届出書提出	16	土	
17	木		17	日	
18	金		18	月	
19	土		19	火	
20	日		20	水	
21	月	ブックビルディング期間	21	木	
22	火		22	金	
23	水		23	土	
24	木	発行価格・引受価格の決定	24	日	
25	金	第2回訂正届出書提出	25	月	
26	土		26	火	
27	日		27	水	
28	月	届出効力発生	28	木	
29	火		29	金	
30	水	申込期間	30	土	
31	木				

(注) 上記のスケジュールはあくまでもモデルケースであり、実際のファイナンス日程（プレマーケティング期間、ブックビルディング期間、仮条件決定取締役会、有価証券届出書提出のタイミング）は、申請会社ごとに異なります。

IV 審査基準（株券上場審査基準第6条関係）

アンビシャスにおける上場審査は、北海道に本店又は主要事業所等を有する企業（北海道に本店又は主要事業所を有しない場合には、北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面により確認いたします。）であって、次に掲げる審査基準に適合する見込みのある企業からの申請に基づき行われます。

1. 公募又は売出しの実施

上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。

（株券上場審査基準第6条第1項第1号a）

上場に際して、公募又は売出しを500単位以上行う必要があります。

この基準は、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成を確保するとともに、上場に行う当該公募等で得た調達資金を基に、当該会社の更なる成長を期待するために求めるものです。

なお、当該公募等を行うに際しては、その内容及び手続きを記載した札証所定の「公募又は売出予定書」を提出しなければなりません。

（注）1単位は、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には1株をいいます。

2. 株主数

株主数が、上場の時までに、100人以上となる見込みのあること。

（株券上場審査基準第6条第1項第1号b）

株主数（1単位以上の株式を所有する者の数をいいます。）の基準は、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成を確保するため、申請会社の株式が一定数以上の株主により分散所有されることを求めるものです。

株主数は、前述の「公募又は売出予定書」に記載された株主数（直前の基準日等における株主数に、当該公募又は売出しによって変動すると見込まれる株主の数等を加減算したもの）に基づき算定します。

(注) 「基準日等」とは、会社法又は優先出資法の規定により設けられた基準日及び社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいいます。

3. 純資産の額

上場日における純資産の額が1億円以上となる見込みのあること。ただし、最近2年間における営業利益の額が5,000万円以上である場合は、純資産の額が正となる見込みのあること。

(株券上場審査基準第6条第1項第2号)

申請会社が、基準事業年度の末日の翌日以後に「上場申請のための半期報告書」又は「半期報告書」を作成した場合は、直近の「上場申請のための半期報告書」又は「半期報告書」に記載された直前中間会計期間の末日における純資産の額が審査対象となります。(株券上場審査基準の取扱い2.(5)a(a))

上記以外の場合は、「上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における純資産の額が対象となります。(株券上場審査基準の取扱い2.(5)a(b))

また、申請会社が上記の直前中間会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前中間期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した札証所定の「純資産の額計算書」を提出する場合は、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額が対象となります。(株券上場審査基準の取扱い2.(5)g)

4. 事業継続年数

上場申請日から起算して1か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

(株券上場審査基準第6条第1項第2号の2)

申請会社は、新規上場申請日において、新規上場申請日から起算して1か年以前(注)から株式会社として継続的に事業活動を行っていることが必要です。

(注) 例えば、新規上場申請日が20X1年4月1日の場合、同日を起算日とした1か年前の日は20X0年4月2日となりますので、その日より前の日以前(20X0年4月1日以前)に株式会社として事業活動を開始していることが必要です。

5. 利益の額

基準事業年度の営業利益の額が正であること。ただし、基準事業年度の営業利益の額が負であっても、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を幹事会員が提出した場合において、本所が適当と認めた場合には営業利益が正であることを問わないこととする。

(株券上場審査基準第6条第1項第3号)

「営業利益の額」とは、連結財務諸表規則第56条により記載される「営業利益金額」又は「営業損失金額」をいいます。

なお、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の「営業利益の額」とは、財務諸表規則第89条により表示される「営業利益金額」又は「営業損失金額」をいいます。

6. 虚偽記載又は不適正意見等

(1) 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間若しくは連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(株券上場審査基準第6条第1項第4号a)

(注1) 有価証券報告書等とは、以下のものをいいます。

- ・ 有価証券届出書及びその添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類
- ・ 発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類
- ・ 発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類
- ・ 有価証券報告書及び添付書類
- ・ 半期報告書
- ・ 目論見書

(注2) 「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令若しくは課徴金納付命令を受けた場合、又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により金融商品取引法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいいます。

(2) 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。

(株券上場審査基準第6条第1項第4号b)

(3) 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。

(株券上場審査基準第6条第1項第4号c)

監査意見が「無限定適正意見」であっても、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる旨が監査報告書に記載されている場合には、アンビシャスは、将来の成長可能性を有している企業を対象としていることから、申請事業年度において、期中レビュー報告書等において当該事項に係る記載がなくなるなど、原則として、継続企業の前提に関して重要な不確実性が認められなくなることが審査上求められます。

《例1》 例えば、直前々期の期首後に監査契約を締結して監査を実施したために、期首残高の妥当性の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付された場合であっても、申請が可能です。

《例2》 天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見の表明をしない」旨の記載がなされている場合及び継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等の記載がなされている場合は、申請は可能です。

《例3》 比較情報に対する事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合は、申請が可能です。

《例4》 継続企業の前提に関する事由により、「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）に「無限定適正意見」が記載されていない場合は、申請が可能です。ただし、「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されていない場合は、最近1年間に終了する事業年度

及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において、「無限定適正意見」が記載されている必要があります。

(4) 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(株券上場審査基準第6条第1項第4号d)

国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。

7. 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること。

(株券上場審査基準第6条第1項5号(同基準第4条第1項第8号準用))

全国の証券取引所では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位を100株に統一しており、新規上場の申請会社においては、その売買単位(単元株式数)をあらかじめ100株に設定していただくことを求めています。

8. 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。

(株券上場審査基準第6条第1項第5号(同基準第4条第1項第9号))

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあることが必要です。

このため、上場申請に係る株式について譲渡制限の制度を設けている会社は、審査期間内に定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただくことが必要です。

ただし、放送法、航空法などの特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その制限の内容が札証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

9. 登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

（株券上場審査基準第6条第1項第5号（同基準第4条第1項第9号の2準用））

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められています。

このような企業や会計・監査を取り巻く状況を鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

したがって、札証としては、公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューのうち、通常レビューを受けたものに限る。）による監査を受けること及び当該監査が監査法人又は複数の公認会計士による共同監査によって行われていることを新規上場申請者に求めています。

10. 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関（株主名簿管理人）に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、本所の承認する株式事務代行機関については、この限りではない。

（株券上場審査基準第6条第1項第5号（同基準第4条第1項第10号準用））

上場申請日までに、札証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることが必要です。

札証で現在承認している株式事務代行機関とは、信託銀行並びに、日本証券代行(株)、東京証券代行(株)及び(株)アイ・アールジャパンの各社です。

1 1. 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(株券上場審査基準第6条第1項第5号(同基準第4条第1項第11号準用))

金融商品取引所に上場する内国株券は、振替法に基づき指定振替機関における株式等振替制度の対象となります。なお、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構(以下「保振」という。)が指定振替機関に指定されています。

したがって、申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該上場申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、審査期間終了までに株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、上場承認後(原則として上場承認日)に保振に対して、上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書を提出する必要があります。

V 上場審査の内容（株券上場審査基準第5条関係）

前記IVの基準に適合していると認められた申請会社に対し、「企業内容、リスク情報等の開示の適正性」、「企業の収益性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業経営の健全性」及び「その他公益又は投資者保護の観点から札証が必要と認める事項」などの項目について審査を行います。なお、審査の対象は、申請会社並びに申請会社及びその資本下位会社等により構成される申請会社グループとなります。

（注）資本下位会社等とは、人的関係会社（人事、資金、技術、取引等を通じて、申請会社が他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいいます。）及び資本的関係会社（申請会社（その特別利害関係者を含みます。）が他の会社の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合又は他の会社（その特別利害関係者を含みます。）が申請会社の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいいます。）のうち、申請会社が実質的に支配又は所有している他の会社をいいます。

<株券上場審査基準第5条関係>

1. 企業内容、リスク情報等の開示の適正性

企業内容、リスク情報等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

2. 企業の収益性

安定的な収益基盤を有していること。

3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。

4. 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

5. その他公益又は投資者保護の観点から札証が必要と認める事項

1. 企業内容、リスク情報等の開示の適正性

申請会社及びその企業グループに係る企業内容、リスク情報等の開示を適正に行うことができる状況にあるか否かについて審査します。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) a (a))

《審査のポイント》

アンビシャスへの上場にあたっては、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであること、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為（以下「内部者取引等」といいます。）が金融商品市場全体の信用を毀損する行為であることを充分にご認識いただき、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示や内部者取引等の未然防止の徹底など、誠実な業務遂行に努めていただく必要があります。

この基準に基づく審査では、まず、法定開示やタイムリーディスクロージャー等を適時、適切に行うための体制について、開示すべき重要な会社情報等を誰がどのように把握し、収集・管理しているか、また収集した会社情報を開示するためにどのような社内手続きを実施しているかなどの点について確認します。

また、自社グループの業績動向等を的確に把握するための予算及び実績の管理方法についても確認します。管理方法や精度は申請会社の事業活動の内容や規模などによって異なると考えられますが、少なくとも公表された業績予想などの将来予測情報に修正の必要があるかどうか、修正の必要がある場合にはどのような修正をするのかが把握できる体制を構築していることが求められます。

次に、内部者取引等の未然防止の観点からは、申請会社が内部情報の管理や内部者取引等の防止に関する規程を有しているかどうか、またその内容が法令等に照らし合わせて適切なものかどうか、役員・従業員等の会社関係者に対する内部者取引等の防止のための研修を適切に実施している又は実施予定であるか、上場後においても継続的に実施する予定があるか、役員及び内部者取引等や情報管理に係る管理部門の責任者等が内部者取引規制の意義や内容を理解しているかといった点などについて確認します。更に、会社関係者が行う自社株式の売買に係る事前届出時の確認が適切に行われているかなどの運用も併せて確認します。

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次の①から③までに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

- ① 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用な事項
- ② 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項
- ③ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の（イ）から（ニ）までに掲げる事項
 - (イ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容
 - (ロ) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限
 - (ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由
 - (ニ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) a (b))

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、「Iの部」など投資者に提供される開示資料の中で、企業内容やリスク情報といった投資判断上有用な情報が正確に、かつ分かり易く記載されているかどうかといった点を中心に審査することとなります。

具体的には、まず申請時に提出される資料（会社パンフレット、事業計画書等）をもとに、審査担当者はその会社の事業内容や業界の状況、今後の事業展開などについて理解を深めます。

その後、申請会社に対してヒアリングを行いながら、「Iの部」について、事業内容やリスク情報といった内容が適切に記載されているかどうかを審査します。この際には、申請会社の状況に応じてリスク情報をはじめとした記載の充実を要請することとなります。

ここで、「Iの部」におけるリスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項等、投資判断に際して申請会社のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとしています。

リスク情報に係る記載事項は、非常に多岐にわたるものと予想され、申請会社の実情に応じて開示する必要があります。

なお、申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約）が存在する場合は当該事項の内容、許認可等の有効期間や期限がある場合は当該期限、許認可等の取消し等が法令等に定められている場合は当該事由、企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の【事業の内容】、【事業等のリスク】等に記載していただきます。

また、企業内容に係る記載事項においても、申請会社が成長過程にあり、今後の成長可能性を有する企業であるという状況を踏まえ、投資判断上有用と考えられる事項について、「簡潔に、かつ、分かりやすく誤解を生じさせることがないよう」記載することを求めています。開示資料は多様な投資者が投資判断のために利用するものとなります。そのため、抽象的な表現を用いたり、専門用語を羅列したりするなど一読しただけでは理解しにくい記載内容や、読み方によっては受け取り方が変わってしまうような記載内容は不適切と言えます。そのような記載がある場合には、審査の中で記載内容を変更していただくこととなります。また、そのようなことが起こらないような開示体制の整備を求めることもあります。

申請会社が「親会社等」を有している場合には、申請会社は取引関係等を通じて親会社等から様々な影響を受けることが考えられるため、親会社等との取引関係等の情報は、投資者にとって有用な投資情報となります。そのため、親会社等との取引関係等について、申請会社に及ぼす影響の重要性に応じて、その内容を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の【関係会社の状況】、【事業等のリスク】等に分かりやすく記載されているかどうかを確認します。

実際の審査においては、例えば、取引関係であれば内容、金額、取引条件および取引条件の設定方針等について、役員の兼任関係であれば兼任役員の氏名、役職、兼任理由といった点について、受入出向であれば受入出向の人数、申請会社における役職の状況、業務の安定的な遂行の見地からみた従業員の確保の状況に関する考え方を中心に、必要に応じて適切に記載され

ているかどうかを確認します。また、親会社等の企業グループ内に申請会社の事業内容と類似している事業を営んでいる会社が存在する場合等には、親会社等の企業グループにおける申請会社の役割・位置づけについて、その記載内容を確認します。さらに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等が適切に記載されているかどうかを確認します。（なお、親会社が上場会社である場合には、親会社においても、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を開示することが求められます。）。

開示資料については、まず申請会社自身が丁寧に、かつ積極的な姿勢で作成していただくことが重要なことは当然ですが、審査の中ではそのような点も確認します。

これらの企業内容やリスク情報等は投資判断上非常に有用ですので、新規上場時点だけでなく、上場後も継続的に情報発信・開示を行うことが求められます。アンビシャスへの申請会社においては、上場後もこれらの開示情報を定期的に見直し、適切に修正を行うことができるよう、開示体制を整備する必要があります。

(3) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者（注1）その他の特定の者（注2）との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) a (c))

(注1) 「関連当事者」とは、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる「関連当事者」を指します。

(注2) 「その他特定の者」とは、関連当事者の範囲に含まれないものの、申請会社の企業グループと人的、資本的な関連を強く有すると考えられる者を指します。

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、主に申請会社の会社情報、即ち企業内容等の開示の内容を意図的に歪める取引行為や傘下の会社への出資の調整が行われていないかどうかを確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

まず、取引行為については、申請会社の事業活動における各種取引に不自然な内容が認められるような場合や、財務諸表上の勘定科目に不自然な推移が認められるような場合等において、その詳細を更に確認していくこととなります。なお、明らかに申請会社の企業グループの財務諸表等をよく見せることだけを目的に取引を行ったというようなケースが認められれば、

この基準に抵触するということになるといえます。

また、出資調整の有無については、まず、申請会社の企業グループの出資構成の確認を行います。この際に、申請会社グループからの出資が100%となっていない場合は、つまり、その他の出資者が存在している場合には、その出資の経緯及び理由を確認します。この結果、その他の出資者の出資理由が明確なものではなく、例えば、業績の悪化している子会社を連結対象から外すことを目的としているような場合には、申請会社の企業グループの状況が適切に開示されるようにグループの出資構成の改善を求める場合もあります。

○親会社等（注）を有している場合

（４）当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下この a 及び b において同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

（株券上場審査基準の取扱い 4. (1) a (d)）

（注）「親会社等」とは、財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社、財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいいます。ただし、上場前の公募又は売出し等により上場後最初に終了する事業年度の末日までに「親会社等」を有しないこととなる見込みがある場合を除きます（以下、この章において同

じ。)

《審査のポイント》

申請会社は、上場後も親会社等との取引関係を通じて様々な影響を受けることが考えられ、申請会社に投資する投資者にとっては、申請会社に係る企業内容等の情報はもとより、親会社等の情報についても投資判断を行ううえで有用な判断材料となります。

そこで、この基準では、申請会社の上場にあたって親会社等の情報が開示されている状況にあることを求めています。

なお、この基準を適用する親会社等とは、「親会社等」のうち、申請会社に与える影響が最も大きいと認められる会社であり、その影響が同等と認められるときは、いずれか一つの会社になります。

申請会社に与える影響が最も大きいと認められる親会社等の判断にあたっては、申請会社と親会社等とのグループ内での位置づけや親会社等との間における出資、資金、人事、技術、取引等の関係等を参考に判断します。

○支配株主等に関する事項、非上場の親会社等の決算情報

親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社（以下「支配株主等」といいます。）を有する申請会社は、上場申請時に、「支配株主等に関する事項」を提出する必要があります。（注1）

また、上記のうち、親会社等を有する場合で、かつ、当該親会社等が非上場である場合は、前述の「支配株主等に関する事項」に加えて、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（注2）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（注2）に係る直前の決算の内容を記載した書面（以下「非上場の親会社等の決算情報」といいます。）を、上場申請時に提出する必要があります。（注3）ただし、上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主等又は非上場の親会社等を有しないこととなる見込みのある場合は、いずれの書類も提出の必要はありません。

（注1）審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新のうえ、再度ご提出いただく必要があります。

（注2）当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間となります。

（注3）提出対象となる非上場の親会社等は、「会社」のみに限定しており、「組合等」は対象の範囲から除きます。また、親会社等が複数ある場合には、申請会社に与える影響

が最も大きいと認められる会社等1社が適用の対象となります。非上場の親会社等が四半期財務諸表作成会社である場合で、審査期間中に決算情報が更新された場合は、最新の内容に更新のうえ、再度ご提出いただく必要があります。

2. 企業の収益性

申請会社及びその企業グループが安定的な収益基盤を有しているかについて審査します。

(1) 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みがあるとき。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) b (a))

(2) 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められるとき。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) b (b))

《審査のポイント》

企業グループにおける損益及び収支が過去複数事業年度にわたり順調に推移しており（例えば、右肩上がり推移している場合など）、上場後の見通しも明らかに良好であると判断される場合には、当然のことながら、この基準に適合しているということになります。しかし、企業グループにおける損益及び収支は事業年度ごとに変動する方が一般的であり、必ずしも、順調に推移するとは限りません。

よって、企業グループの経営活動が健全に継続される状況にあると認められるか否かについて審査を行い、さらに以下のイ、ロのような審査を行うことで損益及び収支の見通しが良好なものか否かを判断することとしています。

イ. 直前の利益水準が通常の利益水準より大きく乖離している場合

例えば、申請の直前事業年度に新製品が爆発的な売れ行きを示したなどにより予想以上の好決算となった場合、これにより達成された申請会社の企業グループの損益及び収支の水準が上場後も維持・向上されることは望ましいことですが、損益及び収支は事業年度ごとに変動することが一般的であることを考慮すると、必ずしも当該水準が維持・向上されるとは限りません。そこで、こうした損益及び収支の水準を達成した事情並びに過去複数年事業年度における損益及び収支の状況などを踏まえて、審査を行います。

ロ. 最近における損益又は収支が悪化傾向にある場合

減益基調にある場合など損益又は収支が悪化している傾向にある場合には、その悪化している状況が底打ちし、上場後においても底打ちした水準の損益又は収支の見通しを有しているかどうかを審査します。具体的には、申請の直前事業年度又は申請事業年度において、悪化している損益又は収支に改善又は底打ちがなされているか、申請事業年度又は申請翌事業年度の利益の見通しが良好であるかどうかについて、慎重に審査を進めていきます。

次に、前述のイ、ロについて、どのように確認するかを説明します。

まず、申請会社から提出された今後2年間の利益計画（連結利益計画及び申請会社個別の利益計画をいいます。以下同じ。）が適切な方法で作成されているかどうかの確認を行います。この確認の際のポイントは、その利益計画が申請会社の企業グループをとりまく環境や製商品の需要動向、主要な取引先の状況等を根拠とした合理性を有しているかどうか、あるいは、一部の経営者や特定の部署の独善的な立案ではなく、申請会社内の組織的な手続きを踏んだ計画であるかどうかという点です。

したがって、社内の努力目標的な数値とは別に、投資者に公表するに足りる合理的な計画数値による利益計画を策定する必要があり、審査においては、当然のことながら過去の実績を勘案しながらこの利益計画をもとに検討を行うこととなります。

また、前述のイについての審査では、どの程度の期間を対象とするかは申請会社の企業グループの損益及び収支の特性などにより個々に異なりますが、過去複数事業年度において、損益及び収支の変動要因は何か、一過性の要因で変動している場合、それがどのような内容であるかなどの確認を行います。このような変動要因を勘案した「最近における損益及び収支の水準」に対して前述のとおり作成された利益計画における損益及び収支の見通しが良好であるかという点がポイントとなります。

次にロについては、申請会社と企業グループの申請事業年度中における利益計画の達成状況、前年度実績との乖離等の分析により、複数月にわたる期間において、月次又は四半期程度の単位で損益又は収支の悪化傾向が底打ちされているかという点がポイントになります。

なお、企業業績の審査は営業循環のなかでどのような成果が上げられたかという観点から行われていることから、底打ちの確認については、売上高、売上総利益、営業利益、経常利益及びキャッシュフローのそれぞれの数値を総合的に判断することとしています。

3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

申請会社及びその企業グループにおけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業規模や成熟度等に照らして相応に整備されているか否かについて審査します。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、企業行動規範に関する規則第5条の2及び第8条の規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

ロ 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) c (a))

《審査のポイント》

アンビシャスへの上場によりパブリックカンパニーとなる企業が経営活動を適正かつ有効に行うためには、適切なコーポレート・ガバナンスの体制が確立していることが求められます。

この基準に基づく審査では、機関設計及び役員構成を中心に申請会社の企業グループが適切なコーポレート・ガバナンスの体制を構築し、また当該体制が有効に機能しているかどうかを確認します。具体的には、申請会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を踏まえ、現在に体制を採用している経緯、役員構成に関する考え方を確認します。(注1)

(注1) 申請会社のコーポレート・ガバナンスの体制についての審査においては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(ドラフト)をご提出いただき、その記載内容についても確認します。

審査においては、上記「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」や各種社内規程等をもとに、取締役会、監査役会、会計監査人の設置状況、各役員の職務及び相互の牽制関係等を確認し、経営活動に係る意思決定が一部の役員のみによって行われるなど組織的な意思決定を阻害するような状況にないか、各役員がその職責に応じた業務執行・監督を充分に行うことができるかなどを判断することとなります。

また、監査役会（又は監査委員会、監査等委員会）及び独立役員については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性を鑑み、常勤監査役等及び独立役員に対する面談などを通じて、その職務の内容と取組状況を確認します。

なお、適切なコーポレート・ガバナンスの体制は企業の規模や置かれている環境等に応じた様々な形態があると考えられますが、一方で公開企業としてのコーポレート・ガバナンスの体制を構築するために整備することが望ましい機関等も考えられます。

「企業行動規範に関する規則」では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も第5条の2から第8条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります。

行っていない場合には、その理由や今後の取組み等の確認を行います。審査の進め方はより慎重なものとなります。

(2) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、適切に整備、運用されている状況にあること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) c (b))

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが上場会社として経営活動を適切かつ継続的に行っていくために、管理組織が相応に整備され、運用されているかどうか、効率的な経営活動を行う一方で事故、不正、誤謬をある程度未然に防止し、不測の損失を防ぐなど適切な対応ができる状況にあるかどうかを確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

この基準に基づく審査において重要な審査項目となるのは、経営管理組織・社内諸規則の整備、経理事務、予算統制、内部監査等の内部統制の運用状況についてです。

具体的には、経営管理の具体的方策、管理状況や社内諸規則の内容が、申請会社の規模や事業内容、成長ステージ等に照らして相応なものであるかどうか、という点を確認します。また、不正や誤謬を防止することができるような内部牽制が機能する組織及び規程となっているかといった点も審査のポイントとなります。

また、申請会社の企業グループが、経営者その他個人による観測や思惑のみに依拠することなく組織的に事業計画を策定できる体制を整えているかという点についても、この基準に基づく審査項目となります。

具体的には、事業計画の策定を所管する部門の陣容（人員、役割分担の状況等）、計画の前提条件となる各種情報の収集・取りまとめ方法、その事業計画への反映方法、経営陣を含めた関係者・部門間での調整の内容・方法等、合理的な事業計画を策定するための社内体制（社内規程等を含む。）が、企業グループの成長ステージ等に合わせて相応に整備され、適切に運用されているかを、計画策定時に実際に用いた帳票類に基づき、確認します。

さらに、これらの組織運営や規程の遵守状況についてチェックを行う内部監査機能についても、申請会社の規模等に照らして相応なものであるかなどを確認することになります。この際に留意すべきポイントは、内部監査が公正かつ独立の立場から実施可能な体制が構築できているか、ということです。内部監査の専門の組織を有する場合は、当該組織が特定の事業部門に属していないかを確認します。また、専門の組織を有せず、内部監査を担当する人員を定める場合は、当該担当者の属する部門に対する内部監査が、自己監査とならないよう手当てされているか等を確認します。

一方で、内部監査業務をアウトソーシングする場合は、通常、公正・独立性は担保され则认为られますが、アウトソーサー任せにせず、社長等が内部監査の重要性を認識したうえで主体的に関与しているかどうかを確認します。例えば、計画・監査内容の策定や改善方法の決定等といった主要な業務を申請会社が行うことが考えられますが、ノウハウやリソースの関係からそれらを含めて包括的にアウトソースする場合には、実効性の高い内部監査が実施されるよう、会社の現状、業務内容、問題意識などを適切に伝えたりするなど主体的に関与することが必要となります。

（3）新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

（株券上場審査基準の取扱い4.（1）c（c））

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、申請会社の経営組織の維持・管理に必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。

具体的には、従業員の数、異動（新規採用や退職等）の状況、出向者の受け入れ状況（出向元との関係、出向者への依存状況）等から、申請会社が、第三者に依拠することなく独立して事業を運営するために必要な人員の確保が図られているか、経営管理組織を安定的に維持することができる体制となっているかを確認します。

なお、申請会社の企業グループにおける役職員の多くが出向者で占められている場合には、申請会社の企業グループの継続性の観点から、代替性が確保されているかどうかを中心に確認していくこととなります。

(4) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) c (d))

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、適切な経理処理を実施することができるかどうかを確認します。

まず、申請会社が採用している売上計上基準等をはじめとする会計処理基準が申請会社の実態に即したものであるか否か、その運用が恣意的なものとなっていないか否か等について、申請会社の経理規程等に定められている会計基準を踏まえ、申請会社の会計監査人の見解も参考にしながら確認します。

また、当該会計基準や社内規程上の手続きに基づいて実務が適切に処理されているかどうかを、実務で用いられる帳簿等のサンプル等を利用して確認します。

さらに、会計参与設置会社においては、会計組織の整備・運用状況等や、会計参与に過度に依存している状況となっていないか否かなどの観点から、必要に応じて会計参与にヒアリングを行う場合もあります。このような内容の確認は、申請会社に対するヒアリングだけでなく、申請会社の会計監査人に対する、申請会社の会計組織の整備状況等に関するヒアリングによって行うこととなります。

なお、上場後に適用となる財務報告に係る内部統制報告制度についても対応準備を進めていただく必要があります。会社の規模・業種、上場申請のタイミング等に応じて、その会社に適した準備計画を策定し、上場後に内部統制報告書の提出ができる体制を構築していただく必要

があります。

(5) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) c (e))

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、コンプライアンス（法令遵守）のための体制が整っているかどうかを確認します。

まず、申請会社の企業グループの経営活動に関係する法規制、監督官庁等による行政指導の状況を確認します。その上で、当該法令等を遵守するための体制として、内部監査、監査役監査等の監査項目に経営活動に関する法規制等の項目が反映されているかどうかについて確認を行います。

また、最近において法令違反を犯した場合や、法令違反の恐れがある行為を行っているような場合には、その重大性に応じて、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況及び再発防止体制の整備状況について慎重に確認を行うこととなります。

4. 企業経営の健全性

この基準に基づく審査では、株主の利益を保護する観点から申請会社の企業グループが事業を公正かつ忠実に遂行しているか否かについて確認します。

企業経営の健全性に関しては、具体的には次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者（注1）その他の特定の者（注2）との間で、原則として、取引行為（注3）その他の経営活動（注4）を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) d (a))

(注1) 「関連当事者」とは、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる「関連当事者」を指します。

(注2) 「その他特定の者」とは、関連当事者の範囲に含まれないものの、申請会社の企業グループと人的、資本的な関連を強く有すると考えられる者を指します（以下「関連当事者」とあわせて「関連当事者等」といいます。）

(注3) 「取引行為」とは、営業取引、資金取引、不動産等の賃貸取引、産業財産権の使用に関する取引等を指します。なお、申請会社の企業グループが直接に取引行為を行っていないとしても、間接的に取引行為を行っているようなもの、また、正当な対価がなく単にサービスとして業務を提供しているもの、無償の役務の提供及び享受なども含まれます。（以下同じ。）

(注4) 「経営活動」とは、事業活動並びに投資活動及び財務活動をいいます。（以下同じ。）

《審査のポイント》

関連当事者等との取引は、申請会社の企業グループと特別な関係を有する相手との取引であるため、本来不要な取引を強要されたり取引条件を歪めたりする懸念があり、申請会社にとって注意する必要性が高い取引といえます。

一方で、上場準備を開始する以前から継続する取引で事業に必要な取引であって、代替の取引先を探すことが難しい場合や、他に有利な取引条件の取引先がない場合など、当該取引を上場後も引き続き継続することが合理的なケースも考えられます。そのような場合は、『申請会社にとって明らかに不利な条件で取引が行われていることにより、本来申請会社の株主に帰属

すべき利益が不当に特定の者に流れるような形態になっていないか』といった観点から、当該取引の事業上の合理性（事業上の必要性）やその条件の妥当性などについて審査の中で確認することになります。

ここでのポイントは、取引条件が第三者との比較において妥当と認められる場合であっても、その取引行為の存在自体に合理性（事業上の必要性）がない場合には、ここでいうところの不当な利益供与とみなす場合があるということです。

この基準に基づく審査の際に、利益供与とみなされる取引行為等であるかどうかの判断の一つのポイントは、例えば申請会社の経営者の方々が、個人としてではなく、申請会社の企業グループとしての利益を第一に考えたときに、その取引行為等を正当なものとして合理的に説明可能かという点です。

特に、いわゆるオーナー企業である場合、非上場の時代には所有と経営が一致した状態であるため、会社にとって必要な取引なのかオーナー個人にとって必要な取引なのかを意識しなくてもあまり問題となることはないかもしれませんが、多数の一般株主を有する上場会社となる以上は、会社資産とオーナー等の個人資産とを適切に峻別するとともに、取引行為等を行う際には一般株主を含めた株主の利益に適うものであることが求められます。

以上を踏まえ、申請会社において関連当事者等との取引が発生している場合には、当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）があるのか、またその条件は妥当であるかについて、改めて組織的に検討していただくことが必要です。

また、関連当事者等との取引が生じていない場合や既存の取引に合理性や条件の妥当性が認められる場合でも、上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者等との取引に対する適切な認識（注意する必要性の高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認します。

これは、申請会社がアンビシャスへの上場によりパブリックカンパニーになることから、広く一般の株主に対して利益を還元しなければならないという考え方に基づくものであり、これについては本則市場と何ら変わることはありません。

なお、「支援目的」で申請会社に有利な条件で取引等を行っている場合には、取引の内容を投資者に適切に開示していただくことにより認められる場合があります。

ただし、申請会社の企業グループがその利益を享受することで、当該関連当事者等が申請会社の企業グループへの影響力が著しく高まるような場合には、不当な利益享受であるとみなすこととなります。

その他、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引は不適切なものでないかどうかについて確認します。

（２）新規上場申請者の役員相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

（株券上場審査基準の取扱い４．（１）d（b））

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、申請会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含みます。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含みます。以下同じ。）の状況が、公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査を損なう状況にないかどうかを確認します。具体的には、申請会社の役員の構成に偏り（同族色が強いなど）があることにより、特定のグループへ有利な判断がなされるなど、申請会社の意思決定が歪められる可能性が高い場合、また、申請会社の役員が他の会社の役員等を兼務していることにより、申請会社の取締役会の開催、日常の業務執行等において機動的かつ適正な意思決定に支障が生じる可能性が高い場合には、この基準に抵触します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

はじめに、同族色の強い役員構成の場合においては、同族役員の影響力が強いことが想定されるため、各同族役員が就任経緯及び管轄業務、当該一族との関連当事者等との取引の状況等を踏まえ、申請会社の利益よりも同族役員を優先するような傾向にないかどうかを検討します。特に同族の役員が取締役の半数を占めるようなケースについては、取締役会の議事の決議に際して、同族取締役が及ぼす影響が大きいため、審査の進め方はより慎重なものとなります。

また、監査役、監査等委員又は監査委員については、その機能を考える場合に、同族関係を有する方の就任は避けていただくことが望ましいといえます。特に、取締役、執行役又は会計参与の配偶者、二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員に就任している場

合は、自己監査とみなし、形態をもって有効な監査の実施が損なわれる状況と判断します。

次に、申請会社の役員が他の会社等の役職員等と兼職関係にある場合については、まず、取締役会への出席状況などから、当該役員がその求められる監督機能を十分発揮しているかどうかを確認するとともに、常勤役員については、その業務の執行の機動性が損なわれていないかどうかを確認します。

当該兼職先と申請会社が取引関係を有するような場合にあっては、その取引に対する適切な牽制を働かせることのできるガバナンス体制が構築できているか、取引条件の決定の手続きの状況などを踏まえ、申請会社が不利益を被るような決定となっていないか等を審査において確認し、適切な体制、運用が確認できれば、当該兼任について、認められるものと判断することもあります。

また、申請会社が親会社等を有している場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）で親会社等の役職員と兼職又は親会社等から出向している取締役の合計人数が、取締役会（指名委員会等設置会社においては各委員会を含む）の半数以上を占める場合や常勤役員が出向者である場合などは、申請会社の自由な事業活動や経営判断を阻害される恐れがあることから、慎重に取り扱うこととなります。

役員の構成や兼職の状況について検討される場合には、上場会社としてのコーポレート・ガバナンスの重要性を十分に認識されたうえで、経営効率の向上、企業倫理の確立、経営に対する有効なチェック機能の確保といった観点から適切に対応されるべきと考えられます。

また、申請会社の企業経営の健全性に関連して、まれに親会社等の役職員が申請会社へ出資しているケース、親会社等の役職員へ新株予約権を付与しているケースが見られます。申請会社の事業運営に直接関わりのない親会社等の役職員による出資等は、経営責任の明確化やインセンティブ付与といった合理性・必然性に乏しいことから、審査においては慎重に対応することとしています。

○親会社等を有している場合

（3）新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

（株券上場審査基準の取扱い4.（1）d（c））

《審査のポイント》

申請会社が「親会社等」を有している場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）、親

会社等と申請会社の少数株主との間には潜在的な利益相反の関係があると考えられます。このため「子会社上場」の上場審査に当たっては、申請会社の少数株主の権利や利益が損なわれないことが求められる等の理由から、親会社等からの独立性確保の状況について、次のイからハの基準に適合しているかどうかを確認することとなります。

また、「子会社上場」は上場後も親会社等が申請会社株式の議決権の大きな割合を保有している点、親会社等の役員と申請会社の役職員との兼職が行われることが多い点などから、申請会社自身が独自の意思決定を行いつらい状況にあります。本来は、上場会社のガバナンス上、特定の親会社等が大きな影響力を持つのは望ましいものではなく、将来的には親会社等による出資比率を下げる、親会社等との役員と兼職をする役員を減らすなどの対応を図り、申請会社が独自の経営を行えるような形態に移行していくことが望ましいと考えられます。

なお、そもそも親会社と実質的に一体の子会社、若しくは中核的な子会社（親会社グループの企業価値の相当部分を占めるような子会社）の子会社上場は、金融商品市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないかと考えられることから、審査において慎重に対応することとしています。

一方で、申請会社が他の金融商品取引所において既に上場している場合には、新規公開に伴う利得を二重に獲得しようとしているとは必ずしもいえず、上記の懸念は低いものと考えられます。なお、このような場合においても、他の金融商品取引所における新規上場時の状況について考慮するものとします。

また、親会社の業績変動や申請会社の成長により、親会社グループの企業価値に占める申請会社の割合が相当程度大きくなることも考えられます。このような場合には、一時的な業績の変動の状況のみをもって判断を行うのではなく、過去の業績推移の状況や将来の収益見通し等を総合的に勘案した上で、判断をすることとなります。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) d (c) イ)

《審査のポイント》

申請会社が親会社等の一事業部門を分社化して設立されている場合には、申請会社の事業活

動が親会社等の事業活動の一部の機能を担うのみで、申請会社自らが事業活動上の意思決定を行わず、専ら親会社等の指示のみにより事業活動を行っていることも考えられます。

あるいは親会社等における関係会社管理の方針などの理由から、申請会社が事業活動を継続的かつ自由に遂行するうえで必要となる経営方針又は営業方針等の決定を独自に行い難い状況にあることも考えられます。

このような場合には、親会社等の裁量により、本来、申請会社の株主に還元されるべき利益が不当に侵害される可能性が高いこととなり、申請会社は単なる親会社等における「一事業部門」に過ぎないと考えられます。このような会社は独立した投資対象物件として投資者に提供するには望ましくないこととなります。

したがって、申請会社が親会社等における「一事業部門」であるか否かについては、例えば、次のような点を確認し、申請会社が独自に事業活動を行う機能を有しているか、親会社等から自由な事業活動や経営判断を阻害されておらず近い将来においても阻害されるおそれがないか判断することになります。

- ・ 申請会社の役員の親会社等の企業グループの役職員との兼任の状況が、申請会社自らの意思決定を阻害するものとなっていないか
- ・ 申請会社の日常の業務運営が申請会社自らの意思決定により行われており、親会社等からの指示のみで事業活動が行われていないか
- ・ 業務上の意思決定について、事前に親会社からの承認を求められるような規定が存在していないか
- ・ 申請会社が製品に関する市場調査、開発、企画、立案等を行うなど、独自の開発力、技術力、ノウハウ等を有しているか (※)
- ・ 価格交渉、新規顧客開拓、既存顧客に対する拡販活動等の営業活動を自らが行っているか (※)

(※) 新興企業を上場対象とするアンビシャスの趣旨に鑑み、親会社等に対する過度な依存でなければ「支援目的」として認められる場合があります。

なお、親会社等の企業グループの中には申請会社の事業内容と類似している事業を営んでいる会社が存在する場合は、親会社等が申請会社の利益よりもグループ全体の利益を優先させようとするために、その支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されます。この場合には、それぞれの事業内容やその特徴（営業地域、販売先、販売ルートなど）を踏まえたグループにおける各社の位置づけ（競合が発生している場合にはその経

緯)、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による申請会社に対する事業調整の内容なども踏まえて、親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断することになります。

また、申請会社が親会社等の「一事業部門」である懸念があり、親会社等の申請会社に対する出資比率も高い場合(連結子会社である場合など)においては、親会社等の出資比率の引き下げの方向性についての確認を踏まえて、判断することとなります。

ロ 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常取引の条件と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) d (c) ロ)

《審査のポイント》

申請会社と親会社等との取引行為においては、第三者との取引行為と比較し、その取引条件の決定方法において恣意性が働き、通常取引の条件と著しく異なる条件で取引が行われることも考えられます。

そうした場合には、当該取引行為により申請会社又は親会社等の株主の利益が損なわれている可能性があり、また、申請会社の意思に反して通常取引の条件と著しく異なる条件で親会社等から取引を強制されている場合には、上場会社としての独立性が確保されているとはいえないと考えられます。

そこで、この基準では、原則として、親会社等との取引に関して通常取引と同様の条件で取引が行われていることを求めています。

ただし、「支援目的」で申請会社に有利な条件で取引を行っている場合は、新興企業を上場対象とするアンビシャスの趣旨に鑑み、取引の内容を投資者に適切に開示していただくことで、例外として認められる場合があります。

この「通常取引と同様の条件」かどうかの確認にあたっては、他の取引との取引条件の比較や、取引条件の設定方法の確認を行うこととなります。例えば、営業取引については「他の一般取引先との取引条件」との比較を中心に検討を行いますし、資金取引については「市中金利」との比較、債務保証を受けている場合には「保証料の決定方法」などについて確認することとなります。不動産の賃貸借取引については「近隣相場」との比較や必要に応じて「不動産鑑定評価」などを確認することとなります。ブランド使用料については「親会社等の企業グループに属する他社の取引条件」との比較や「ブランド使用料の決定方法」と

いった点を確認することとなります。また、それぞれの取引について、過去における取引条件の推移の状況なども考慮することとなります。

ハ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) d (c) ハ)

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから独立して事業活動を行う上で必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。

申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから出向者を受け入れている場合、出向者の配置状況等から申請会社の企業グループの経営の独立性が阻害されていないかを確認します。独立性の観点で親会社等からの影響を受けやすい部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されている場合などは、親会社等からの独立性の観点で問題があるものと考えられます。ただし、経営方針の決定や親会社等との取引に関係のない部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されているケースについては、支配力に与える影響を考慮したうえで認められるものと判断することもあります。

また、出向契約が解消された場合に代替要員の確保が可能であるなど、親会社等からの出向者の状況が申請会社の企業グループの事業の継続に影響を与えないことも重要です。出向者が有する専門知識やノウハウに依存しており、代替性のない場合は、継続的に支障を来す可能性が高いと考えられますが、外部登用や内部昇格等により、代替要員を確保できる見込みが確認できれば、継続性の有無に影響を与えないものと判断することもあります。

なお、上記イからハの観点等に基づく審査の結果、申請会社の企業グループの経営の独立性が阻害されていない状況が確認できた場合においても、申請会社と親会社等との事業上、取引上の関係について、その実情に応じて「Iの部」等に分かりやすく開示していただく必要があります。

5. その他公益又は投資者保護の観点から札証が必要と認める事項

上記で述べた事項のほか、申請会社の企業グループの株券等の上場にあたって、公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項について確認します。

具体的には、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

ロ 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第9条各号に掲げる事項を遵守していること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) e (a))

《審査のポイント》

① 株主の権利内容及びその行使の状況

申請会社が買収への対応方針を導入している場合には、適法性やいわゆる企業価値基準（企業価値を向上させる買収を排除せず、企業価値を毀損する買収を忌避できるような買収への対応方針のあり方）に照らした妥当性を十分に検討のうえ行われていることに加え、投資者保護上の観点から、まず、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことが求められます。

なお、以下に掲げる行為は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為に含まれると考えられることから、上場会社として不適格ということになります。

○ 随伴性のないライツプランの導入

ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

このような随伴性のないライツプランが実際に発動されると、新株予約権の割当日より後に株式を取得した株主については、買収者であるか否かにかかわらず、保有している株式の希釈化による著しい損失を被ることになります。また、実際に発動されないまでも、発動が懸念される状況が生じた際には、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されます。そのため、このような随伴性のないライツプランの導入は、価格形成を著しく不安定にするおそれがあるとともに、株主の財産権を不当に毀損することから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為と取り扱います。従って、このような随伴性のないライツプランを導入している会社は上場会社として不適格ということになります。

他方、いわゆる信託型ライツプランでは、新株予約権が当初信託銀行に対して発行され、買収者が出現し、所定の発動事由が充足された後にはじめて、信託銀行から発動の際の株主に対して交付される仕組みであり、その結果、新株予約権の発行後に株主となった者も含

め、発動の際の株主は等しく新株予約権の交付を受けられます。このような実質的に随伴性が確保されたライツプランの導入は、事前警告型や条件決議型など導入時点で新株予約権の発行を伴わない買収への対応方針と随伴性の点で差異がないことから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為に含まれないものとして取り扱います。

○ デッドハンド型のライツプランの導入

株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないライツプランの導入

いわゆるデッドハンド型のライツプランについては、企業価値防衛指針において、企業価値を向上する買収提案さえも実現しない、企業価値基準に反する買収への対応方針であるとされています。

また、このような買収への対応方針を導入している会社の株式は、事実上経営者を交代させるという株主の権利の行使が不当に制限された状態にあることから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為に含まれるものとして取り扱います。従って、デッドハンド型のライツプランを導入している会社は上場会社として不適格ということになります。

○ 拒否権付種類株式の発行

拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと札証が認める場合を除く。）

※持株会社である申請会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式（会社法第108条第1項第8号）又は取締役選任権付種類株式（会社法第108条第1項第9号）を当該申請会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該申請会社に対する買収の実現を困難にする方策であると札証が認めるときは、当該申請会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株主を発行するものとして取り扱う。

取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式の発行は、取締役の選解任などの株主にとって重要な権利を不当に制限されることから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為に含まれるものとして取り扱います。従って、このような拒否権付種類株式を発行している会社は、原則、上場会社として不適格ということになります。

ただし、「会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性及び権利内容その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと札証が認める場合」には、例外的にその発行が許容されます。この要件に該当する可能性がある場合としては、民営化企業が、その企業行動が国の政策目的に著しく矛盾することがないよう、国を割当先として拒否権付種類株式を発行するような場合が考えられます。

また、申請会社が持株会社である場合には、その子会社による申請会社以外の者に対する拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式の発行についても、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為に含まれる可能性があります。

② 買収への対応方針の導入に係る遵守事項

申請会社が買収への対応方針を導入している場合には、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことに加え、企業行動規範に関する規則第9条各号に掲げる事項を遵守していることが求められます。

○ 開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

買収への対応方針の適時開示にあたっては、株主による買収への対応方針に対する賛否の判断及び投資者による投資判断のための十分な基礎となる情報が提供される必要があります。

○ 透明性

買収への対抗措置の発動及び廃止の条件が、経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

買収への対抗措置の発動及び廃止の条件が、経営者の判断に依存するものである場合には、その判断過程が不透明であることなどにより、経営者によって発動・廃止等が恣意的に決定されるおそれがあります。これは、企業価値基準の観点から不相当であるのみならず、投資者に対して十分な投資判断材料が与えられないこととなり、投資者は会社の動向に関して不透明な状態での売買を強いられる結果となります。

そのため、買収への対抗措置の発動及び廃止の条件は、経営者の恣意的な判断に依存するものでないことが求められます。

○ 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

買収への対応方針の内容そのものに、株価形成を著しく不安定にする、投資者の保有している株式の価値を低下させるなどの要素がないことが求められます。

○ 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

買収への対応方針には様々な形態が考えられますが、そのなかには、買収者を含む株主の議決権の構造を変更する方法や、議決権以外の財産権の毀損を伴う方法もあります。そのため、買収への対応方針の導入にあたっては、株主の権利内容及びその行使に配慮していただく必要があります。

③ 買収への対応方針導入にかかわる留意点

その他、申請会社が買収への対応方針を導入している際の留意点は次のとおりです。

○ 開示上の留意点

買収への対応方針については、プレスリリース及び申請会社ホームページへの掲載を通じて、詳細な開示を行ってください。プレスリリース及び申請会社ホームページにおいては、次の事項を開示することが求められます。

- ・ 買収への対応方針導入の目的
- ・ スキームの内容
- ・ 買収者出現時の手続
- ・ 株主、投資者に与える影響

※ スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収への対応方針の合理性を高めるための工夫（例えば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的な買収への対応方針の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく、記載していただくことが必要です。

※ 買収への対応方針についての開示の表題には、「買収への対応方針」という文字を必ず入れてください。

○ 買収への対応方針の類型ごとの留意点

買収への対応方針の導入に伴う留意点としては、買収への対応方針の類型ごとに、次のような点が考えられます。

a. ライツプラン

・ 株主の総体的意思

買収への対抗措置の廃止又は不発動の判断にあたって株主の意思（個々の株主の意思ではなく、株主総会決議によって示されるような総体的な株主意思）が反映される仕組みになっていることは、買収への対応方針の適切な運用の観点から非常に重要です。

そこで、ライツプランがデッドハンド型に該当しないかどうかに加え、取締役の選解任に関する株主総会の決議要件や取締役の任期などの確認を通じて、1回の株主総会で取締役の過半数を支配することが困難となっていないか確認します。

・ 発動等の判断の枠組み

発動等の判断については、経営者の恣意的な判断に依存する不透明なものでないことが求められます。

ライツプランの発動及び廃止又は不発動の実質的な判断主体（独立委員会等の勧告に基づいて取締役会が決定する場合における当該独立委員会等を含みます。）の判断の公正性・中立性は、投資者にとって非常に重要な情報です。

そこで、当該判断主体について、経営者からの独立性、専門性（企業価値に関する知識の不足を補うための専門家の関与や独立調査権限等を含みます。）、会社に対する責任（例えば委員会における取締役・監査役と社外有識者との構成割合など）といった事項について、十分な開示が行われているか確認します。

また、判断主体の公正性・中立性が上記の手続きによって十分に確認できない場合には、客観的な発動及び廃止又は不発動の条件や判断基準が開示されているかについて確認します。

・ 流通市場に与える影響

買収への対応方針は、株式の価格形成を著しく不安定にする等、投資者に不測の損害を与える要因を含まないことが求められます。

ライツプランの発動の決定がなされ、株式の割当を受けるべき株主が確定した後においてもなお発動が中止される可能性がある場合には、割当対象株主が確定した後の株式の価格形成が不安定になるおそれがありますが、買収者との対等な交渉を実現するというライツプランの目的に照らすと、発動の決定後に買収が中止された場合や買付条件の引上げにより両者が合意に至った場合に発動を中止できることには、企業価値・株主利益向上の観点から意義があるので、このような可能性がある場合にはその旨の開示が十分になされていることを確認します。

また、株価形成を不安定にするその他の要因がスキームに内在しないかどうかについても確認します。

b. 事前警告（大量買付ルールの設定）

いわゆる事前警告型の買収への対応方針では、買収者が遵守すべきルール（買収者に関する情報の提供やその手続等を定めたルール）を申請会社が独自に定め、将来の買収者に対してその遵守を求める場合があります。

このような買収への対応方針の開示にあたっては、当該ルールの合理性についての株主・投資者の判断に資するため、当該ルールの内容がわかりやすく開示されることが求められます。

具体的なルールの内容は、ルールの運用主体、提出情報の内容や提出等の手続、買収者が大量買付ルールを守った場合・守らなかった場合それぞれの会社の対応などであり、これらのルールの内容がわかりやすく記載されているかについて確認するとともに、ルールの合理性（株主・投資者に対する情報提供の観点からみて過剰な情報を求めているか、検討期間が過度に長期となるおそれはないか、ルール違反に対する対抗措置が過剰ではないか等）に関する説明が十分になされているかについて確認します。

なお、大量買付ルールの事前警告を設定した買収への対応方針であっても、対抗措置としてライツプランに相当する措置（すなわち買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権の株主割当等）を将来行う可能性があるものについては、その態様に応じて、その旨と前記 a に準拠した事項を開示していただく必要があります。

c. 種類株式等の発行

種類株式又は新株予約権の発行により上場株式の株主の議決権が制限される可能性や財産権が毀損される可能性がある場合については、株主の権利の尊重が図られているか確認します。

（用語の定義）

用語	定義
買収	・ 主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為
買収への対応方針	・ 上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当て等を行うことにより、当該上場会社に対する買収に対抗する旨を定めた対応の方針

買収への対抗措置	・ 買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な行為
導 入	・ 買収への対応方針の具体的内容を決定すること
発 動	・ 買収への対抗措置を実行すること
(買収への対応方針又は買収への対抗措置の) 廃止	・ 買収への対応方針を撤回すること又は発動された買収への対抗措置を取り止めること
平 時	・ 特定の者による買収の計画、提案又は開始について対象会社が認識していない段階
有 事	・ 特定の者による買収の計画、提案又は開始について対象会社が認識して以降の段階
ライツプラン	・ 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収への対抗措置

(注1) (買収への対応方針又は買収への対抗措置の) 廃止、ライツプランを除き、経済産業省による「企業買収における行動指針」と同じ定義です。

(注2) 「買収への対応方針」は、いわゆる平時導入・有事導入の買収への対応方針の双方を含みます。

(注3) 上場制度上の「買収への対応方針」の定義には、事前警告型の買収への対応方針が含まれます。また、定款の定めについてもその内容によっては買収への対応方針に該当する場合があります。

(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) e (b))

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、経営活動や業績等に重大な影響を与える可能性のある係争又は紛争の有無を確認します。

申請会社の企業グループが係争又は紛争事件を実際に抱えており、その結果によっては経営活動や業績等に重大な影響を与える場合には、投資対象物件として投資者に提供することは適当でないと考えられます。そのため、当該係争又は紛争事件の内容及び業績等に与える影響等について確認を行います。

(3) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) e (c))

《審査のポイント》

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループの主要な事業活動において、許認可等を必要とする場合、当該許認可等を継続して更新できる状況にあるか等について確認を行います。

ここでいう、「主要な事業活動の前提となる事項」とは、「主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約」のことを指します。

企業グループの主要な事業活動が、行政等による許可、認可、免許、登録を必要とする業態である場合、或いは、特定の取引先との販売代理店契約又は生産委託契約に大きく依存する業態である場合には、それらが取り消されると事業が立ち行かなくなることが考えられます。

したがって、そのような観点から、当該許認可等が更新できなくなる要因が発生していないことを確認していくこととなります。

加えて、主要な事業活動の前提となる事項については、申請会社より新たに以下に掲げる事項を記載した書面をご提出いただき、その内容を確認していくこととなります。

- ・ 申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項
- ・ 許認可等の有効期間その他期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限
- ・ 免許等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由
- ・ 申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

なお、主要な事業活動の前提となる事項が存在しない場合は、その旨を記載していただくこととなります。

(4) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) e (d))

《審査のポイント》

暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）などの反社会的勢力が申請会社の企業グループの経営活動に関与している場合、当該申請会社は上場物件として不適当と考えられます。

この場合の関与とは、申請会社の企業グループの経営活動に反社会的勢力が直接関与している場合に限りません。すなわち、申請会社の企業グループ、役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「申請会社グループ及び関係者」といいます。）が反社会的勢力である場合だけでなく、例えば、申請会社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している場合、申請会社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている場合など、実態として反社会的勢力が申請会社の企業グループに経営活動に関与しているときは、上場物件としては不適当と考えられます。

この反社会的勢力との関与の確認に際しては、申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」等（以下「確認書」といいます。）に基づいて確認することとなり、確認書の様式において一律の確認範囲を明示しています。なお、これは確認書の一律の確認範囲外を審査上の対象外とするものではなく、審査の中では、定性的な影響度も踏まえたうえで追加での確認を行う可能性もあります。

申請会社においては、これら反社会的勢力の経営活動への関与を防止するため、申請会社グループ及び関係者、その他経営活動を行うにあたっての関係者の状況を定期的に把握し、また、新たな関係を構築する場合には適切な確認を行うとともに、問題発生時の対処方法を明確とするなど、申請会社が自ら反社会的勢力を排除するために必要な体制整備を図る必要があります。

なお、体制整備にあたっては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえて検討することが望まれます。

当該項目の審査においては、上記の考え方を踏まえ、申請会社の企業グループの反社会的勢力排除のための体制を確認するとともに、その実態（申請会社の企業グループの経営活動への

関与の有無)が公益又は投資者保護の観点から適切であるかを確認することとなります。

なお、近年、暴力団等と密接な関係を有しその活動に協力している者などを介在させ、申請会社の企業グループへの関与を図る反社会的勢力が存在すると言われていたことから、こうした関係について懸念される者が申請会社の企業グループに関与している場合についても、審査の対象となります。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から相当と認められること。

(株券上場審査基準の取扱い4. (1) e (e))

《審査のポイント》

申請会社の事業目的や事業内容が公序良俗に反する場合又は法律等に違反する場合あるいはそのおそれがある場合は、投資対象物件として投資者に提供することは適当でないと考えられます。

この他、必要に応じて公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項について確認を行うこととなります。例えば、次のような事項があげられます。

○再建計画の遂行途上にある会社から上場申請が行われる場合には、当該計画の定めによる株主の権利の制約、経営管理組織の整備・運用状況が投資者保護上問題ないかどうかを含め審査を行うこととなります。

○申請会社は、新たに金融商品市場に参加する者として、その健全な発展に寄与する行動をとることが適切と考えられます。よって、例えば、申請会社が組織的に金融商品取引法に違反する行為を行っている場合などでは、上場物件としては不相当と考えられます。

VI 上場後の会社情報の提供、書類の提出

上場後の会社情報の提供に関しては、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い行うこととなりますが、アンビシャスでは、過去の実績がない企業も対象としていることから、業績の進捗状況等の企業情報をより高い頻度で投資者に提供することで市場の透明性の確保を図る観点から、既存のタイムリーディスクロージャーに加えて以下の点について行うこととなります。

当該新規上場申請者が上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催すること。

(有価証券上場規程第3条第2項第8号)

説明会を上場の日以後3年間において、年1回以上開催することを確約した書面を札証に提出していただきます。

なお、説明会の開催にあたっては、ご要望に応じて札証の施設の提供やイベント（IR）への参加をご案内いたします。

VII 上場費用

アンビシャスにおける上場に関するコストは、上場時においては新興企業育成の観点から、その負担を軽減し、その後は、本則市場と同等のコスト負担になるようにしています。具体的には以下の通りとなっております。

1. 上場審査料 (有価証券上場規程に関する取扱い要領11. (1))

上場申請に際しては、上場審査料100万円を札証に納入することになります。

(注) 上場審査料及び以下に説明する上場手数料、年賦課金、T D n e t 利用料は消費税の課税対象となっているため、上記のほかに消費税に相当する額を札証に納入することとなります。

2. 新規上場手数料 (有価証券上場規程別表 第1 株券 1 上場手数料)

(1) 新規上場手数料 (定額) は、150万円です。

(2) 新規上場手数料 (定率) は、次の①及び②に掲げる金額の合計金額です。ただし、500万円を上限とします。

- ① 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の万分の2
- ② 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の1

3. 年賦課金及び上場後の上場手数料

(1) 年賦課金 (有価証券上場規程別表 第1 株券 2 年賦課金)

年賦課金は、以下の金額となります。

札証のみに上場する会社 60万円

アンビシャス上場会社については上場後3年を経過する日の属する年の末日以前に到来する納付期日に係る年賦課金は、半額 (30万円) とする。

上場後の年賦課金は、所定の額を毎年2月と8月に分けて、札証に納入することになります。

ただし、上場直後の年賦課金については、その年の1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除します。

(例) 3月に上場された場合……納入開始は同年8月

9月に上場された場合……納入開始は翌年2月

(2) 上場後の上場手数料 (有価証券上場規程別表 第1 株券 1 上場手数料)
(同別表取扱い要領 第1 株券 (1) 上場手数料関係 g)

上場後、新たに株券を発行する場合には、札証にその都度上場を申請することとなります。その際に納入することとなる上場手数料(単独上場会社の場合)は、1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の6.0です。(上限500万円)

4. T D n e t 利用料 (有価証券上場規程別表 第1 株券 2 T D n e t 利用料)

札証の単独上場会社及び東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所以外の金融商品取引所との重複上場会社につきましては、T D n e t 利用料として、年額12万円を、年2回に分けて、10月末日と翌年4月末日までにおのおの半額を納入していただきます。

ただし、その年度において、新規上場した上場会社、上場廃止が決定した上場会社、東京証券取引所又は名古屋証券取引所、福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社につきましては、当該年度分の利用料を月割計算させていただきます。

VIII 上場前の公募又は売出し等について

札証では、国内の他の金融商品取引所に上場していない未上場会社が札証へ上場申請する場合、株式公開の公正性を確保する観点から、「上場前の公募又は売出し等に関する規則」により一定の規制を行っています。これは、上場の時期等の情報を知り得る立場にある一部特定者が、上場に際して短期間に利益を得ることを防止することを目的としたものであり、次の3つの事項がその主な内容となっています。

1. 上場前の公募・売出しに関する事項
2. 上場前の株式等の譲受け又は譲渡に関する事項
3. 上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関する事項

《適用範囲》

次に該当する者を除く全ての申請会社に適用されます。

- (1) 国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券の発行者
- (2) テクニカル上場の規定の適用を受ける申請会社
- (3) 外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者
- (4) 上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該人的分割前に上場申請を行う場合の申請会社
- (5) 外国会社

1. 上場前の公募又は売出しについて

(1) 公募又は売出予定書の提出

新規上場に際して公募又は売出し（以下「上場前の公募等」といいます。）を行う場合には、申請会社及び元引受会員（注）は、上場申請後遅滞なく「公募又は売出予定書」1部を札証に提出する必要があります。

（注）元引受会員は、上場前の公募等に関して元引受契約を締結する証券会社である札証の会員をいいます。なお、札証の会員が、上場前の公募等に関して元引受契約を締結しない場合においては、上場前の公募等に関して募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する札証の会員を元引受会員とみなします。

(2) 上場前の公募等の手続

上場前の公募等を行う場合には、次のいずれかの手続を行うものとします。

- ① ブック・ビルディング（規則に従って行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査）
- ② 競争入札（規則に従って行う競争入札の方法による上場前の公募等）

(3) 公開価格の決定

① ブック・ビルディングを行う場合

申請会社及び元引受会員は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（以下「公開価格」といいます。）を決定するものとします。

【ブック・ビルディングの具体的な手続】

○ 指針の策定

- ・ 元引受会員は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定し、それに基づいてブック・ビルディングを行うものとします。
- ・ 元引受会員は、このブック・ビルディングの方法に関する指針を書面により公表するとともに、札証に通知する必要があります。

○ 公開価格に係る仮条件の決定等

- ・ 申請会社及び元引受会員は、申請会社の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需給状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいいます。）を決定します。
- ・ 元引受会員は、公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを札証に提出する必要があります。

○ 需要状況の調査の記録の保存等

- ・ 元引受会員は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、ブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存する必要があります。
- ・ 元引受会員のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、ブック・ビルディングにより把握した需要状況のすべてを集約した結果についての記録を保存する必要があります。

- ・ なお、元引受会員は、上記の記録について札証が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければなりません。

(注) 投資者の計算によらないことが明らかな需要や一人の投資者の需要が重複している場合の重複分の需要等、上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要については、ブック・ビルディングにより把握すべき需要に含めることはできません。

② 競争入札を行う場合

申請会社及び元引受会員は、競争入札の落札加重平均価格その他の競争入札の実施状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格を決定するものとします。

③ 公開価格の公表等

申請会社及び元引受会員は、ブック・ビルディング又は競争入札により公開価格を決定した場合には、直ちに公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを札証に提出するものとします。

(4) 上場前の公募等に係る配分

元引受会員は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定し、それに基づいて配分を行うものとします。

また、元引受会員は、この配分の方法等に関する指針を書面により公表するとともに、必要に応じて札証に通知するものとします。

(5) 公募又は売出実施通知書等の提出

元引受会員は、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除く。）の日までに「公募又は売出実施通知書」1部を札証に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を申請会社に通知します。

その際、元引受会員が2社以上ある場合には、このうちの1社が代表して、「公募又は売出実施通知書」を札証に提出することができます。

なお、「公募又は売出実施通知書」は、名義の如何を問わず、その計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとします。

また、元引受会員は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存し、札証が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければなりません。

(6) その他

① 非会員等による元引受契約等の締結の取扱い

上場前の公募等について非会員証券会社又は外国証券業者（外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいいます。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する場合には、上場前の公募等の公正を確保するため、申請会社は、当該非会員証券会社又は外国証券業者と「上場前公募規則」の趣旨の遵守について札証が必要と認める事項を内容とする契約を締結し、その写しを札証に提出するものとします。

② 同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等

札証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った申請会社の上場前の公募等について、当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社が元引受契約等を締結する場合には、申請会社は、当該非会員証券会社と札証が必要と認める書面を元引受会員へ提供すること等を内容とする契約を締結するとともに、その写しを札証に提出するものとします。

③ 上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等

札証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った申請会社及び元引受会員は、同時に上場申請を行った金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関して主たる事務を行うものとして指定し、これを札証に通知するものとします。

④ 不適正な公募等に対する措置

札証は、上場前の公募等の実施状況等から上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消し、再配分の要請並びにその事実経緯及び改善措置を記載した報告書の提出請求など、必要な措置をとることができます。

2. 上場前の株式等の譲受け又は譲渡について

(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載

特別利害関係者等（注1）が、基準事業年度の末日の2年前の日（注2）から上場日の前日までの期間において、申請会社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を札証が適当と認める書類（注3）に記載する必要があります。

（注1）「特別利害関係者等」とは、開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等であり、具体的には次に掲げる者をいいます。

- ① 申請会社の特別利害関係者
- ② 申請会社の株主上位10名
- ③ 申請会社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- ④ 金融商品取引業者等並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

(注2) 例えば、基準事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいいます。

(注3) 札証が適当と認める書類とは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」をいい、申請会社は、当該「Iの部」中の「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、価格の算定根拠を記載するものとします。

(2) 上場前の株式等の移動に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、上場前の株式等の移動の状況に関する記載の内容についての記録を保存し、札証が必要に応じて行う提出請求に応じなければなりません。

札証は、申請会社が記録の提出に応じない場合、当該申請会社の名称及び提出請求に応じない旨を公表することができるほか、提出された記録を検討した結果、株式等の移動の状況に関する記載の内容が明らかに正確でなかったと認められるときは、当該申請会社及び幹事会員の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

3. 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について

(1) 第三者割当等による募集株式の割当て及び所有に関する規制について

申請会社が、基準事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている（注）場合には、申請会社と割当てを受けた者との間で、次に掲げる札証が必要と認める事項について書類による確約を行い、札証へ当該書類の提出が必要です。

申請会社が、確約を証する書類の提出を行わないときには、札証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。

(注) 「募集株式の割当てを行っている」かどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとします。

① 札証が必要と認める事項

イ 継続所有

割当てを受けた者は、割当てを受けた株式（以下「割当株式」といいます。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有するこ

と。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（注）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。

（注）「転換」とは、株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいい、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいいます。

ロ 譲渡を行う場合の申請会社への報告

割当てを受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ申請会社に通知するとともに、事後において申請会社にその内容を報告すること。

ハ 譲渡を行う場合の札証への報告書の提出

申請会社は、割当てを受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、札証に提出すること。

ニ 所有状況についての札証からの照会に対する申請会社の札証への報告

申請会社は、割当株式又は取得株式等の所有状況に関し札証が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を札証に報告すること。

ホ 所有状況についての札証からの照会に対する割当てを受けた者の申請会社への報告

割当てを受けた者は、申請会社から上記ニに規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を申請会社に報告すること。

ヘ 公衆縦覧の同意

割当てを受けた者は、継続所有に係る確約等の内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合におけるその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

ト その他札証が必要と認める事項

② 確約を証する書類の提出について

申請会社は、確約を証する書類を、上場申請日前に募集株式の割当てを行っている場合は上場申請日に、上場申請日以後に割当てを行っている場合は当該割当て後遅滞なく、札証に提出するものとします。

ただし、札証が上場を承認する日の前日を超えることはできません。

③ 上場申請の不受理又は受理の取消しについて

第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、上記①のイに規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、札証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。ただし、割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合又はその他社会通念上やむを得ないと認められる場合（注）に該当し、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合はこの限りではありません。

（注）「その他社会通念上やむを得ないと認められる場合」として取り扱うケースは次のような例があげられます。

イ 割当株式の移動前後の所有者に実態的な同一性が認められるケース

ロ 譲渡による割当株式の移動が実質的な所有者は変わらない形式的な移動であると認められるケース

ハ 株式報酬としての譲渡制限付株式のケース

ニ 関係解消に伴い申請会社が買戻しを行うケース

④ その他

申請会社は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が上記①のイに規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を札証に提出し、当該書類を公衆の縦覧に供することに同意することが必要です。書類は、当該第三者割当等による募集株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちにご提出いただきます。

申請会社は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者の当該募集株式の所有状況に関して札証から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を行う必要があります。札証への報告は、申請会社が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく行う必要があります。

なお、申請会社は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあってはこの規制の適用を受けます。

(2) 第三者割当等による募集新株予約権の割当て等について

申請会社が、基準事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集新株予約権（下記(3)の「ストックオプションとしての新株予約権」を除きます。）の割当てを行っている場合についても、上記(1)第三者割当等による募集株式の割当てと同様の規制を行います。

また、募集新株予約権の割当てを行っているかどうかの認定は、割当日を基準として行います。

(3) スtockオプションとしての新株予約権の割当て及び所有に関する規制について

申請会社が、基準事業年度の末日の1年前の日以後において、役員や従業員等（注1）に報酬として割り当てた（注2）新株予約権であって、以下の①及び②に掲げる事項を満たすものを、ストックオプションとしての新株予約権といいます。

（注1）「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます。）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や入社前の者など、割当時点において申請会社との間で直接の雇用契約の無い者は「役員及び従業員等」には該当しません。

（注2）報酬としての割当てには、役員又は従業員等に新株予約権の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含みます。

① 札証が必要と認める事項

イ 継続所有

ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、当該新株予約権を、原則として、当該新株予約権の割当日から上場日の前日又は当該新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。

ロ 譲渡を行う場合の札証への報告書の提出

申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が当該新株予約権の譲渡を行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が上場申請日以前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、札証に提出すること。

ハ 所有状況についての札証からの照会に対する申請会社の札証への報告

申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の所有状況に関し札証が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて当該新株予約権の割当てを受けた者に対し当該新株予約権の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当該新株予約権の所有状況を札証に報告すること。

ニ 所有状況についての札証からの照会に対するストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者の申請会社への報告

ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者は、申請会社から上記ハに規定する当該新株予約権の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を申請会社に報告すること。

ホ その他札証が必要と認める事項

② 必要と認める書類の提出について

申請会社は、上場申請日前にストックオプションとしての新株予約権の割当てを行っている場合は上場申請日に、上場申請日以後に割当てを行っている場合は当該割当て後遅滞なく、以下に掲げる書類を札証に提出するものとします。

ただし、札証が上場を承認する日の前日を超えることはできません。

イ 継続所有等に係る確約を証する書類

ロ 申請会社が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権の割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）の内容を証する書類

ハ 申請会社と申請会社からストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書類

③ 上場申請の不受理又は受理の取消しについて

申請会社からストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、確約に基づく所有を現に行っていない場合（札証が適当と認める場合（注）を除きます。）には、札証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。

(注) 札証が適当と認める場合とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、申請会社が当該譲渡に係るストックオプションとしての新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該ストックオプションとしての新株予約権の行使が行われていない場合をいいます。

(4) スtockオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制について

申請会社が、基準事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において、ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいいます。）による株式又は新株予約権の交付（基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限ります。）を行っている場合には、当該株式及び新株予約権についても、上場日の前日まで上記（1）第三者割当等による募集株式の割当てと同様の規制を受けます。

① 上場申請日前にストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を行っている場合

以下の書類を上場申請日にご提出いただきます。

- イ 継続所有等に関する確約を証する書類
- ロ 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）の内容を証する書類。
- ハ 申請会社と上記の株主総会決議及び取締役会決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書類

② 上場申請日以後にストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を行っている場合

以下の書類を当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なくご提出いただきます。
ただし、上場日の前日を超えることはできません。

- イ 継続所有等に関する確約を証する書類

③ 上場申請の不受理又は受理の取消しについて

申請会社が、上記①又は②の書類の提出を行わないときは、札証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。

(5) ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制について

① ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を受けた者が、確約に基づく所有を現に行っていない場合には、札証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合には、この限りではありません。

イ 割当てを受けた者が、その経営の著しい不振によりストックオプションとしての新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権（以下「ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等」という。）の譲渡を行う場合

ロ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

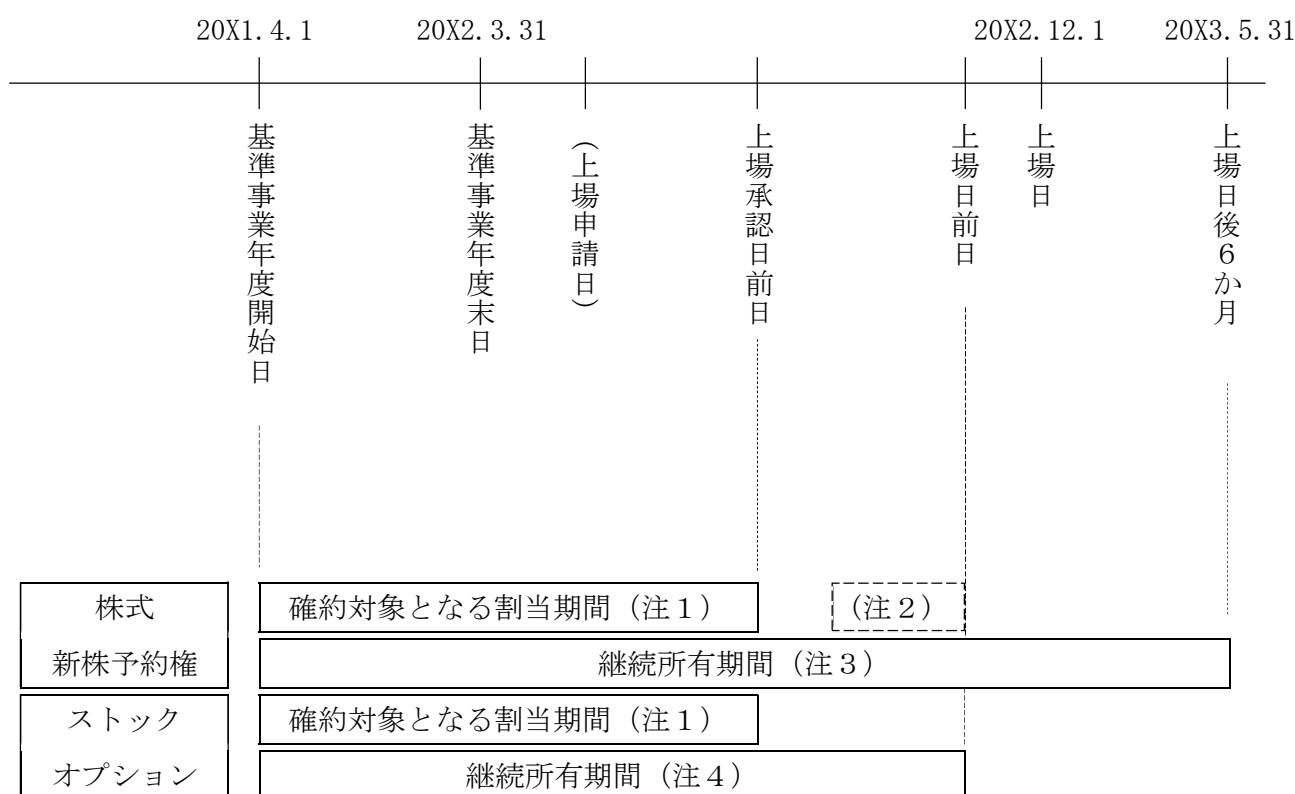
② 申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を受けた者が、継続所有期間内において、当該ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を札証に提出し、当該書類を公衆の縦覧に供することに同意することが必要です。

なお、当該書類は、上記譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちにご提出いただきます。

③ 申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況に関して札証から照会を受けた場合には、必要に応じてストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者に対し、当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当該所有状況を札証に報告する必要があります。

(参考) 上場前の第三者割当増資等に関する規制の概略

区 分	確約対象となる 割当期間	継続所有期間	提出書類
株式	基準事業年度の 末日の1年前の 日以降	上場日以後6か月 又は1年	継続所有等に係る確約を証する書 類
新株予約権 ストックオプション		上場日前日まで	



(注1) 基準事業年度末日の1年前の日以後において割り当てられた募集株式、募集新株予約権、ストックオプションとしての新株予約権が確約の対象です。

(注2) 新規上場時の公募・売出しと並行して行われる第三者割当(当該公募・売出しにおける発行価格と同一の条件の場合に限る。)に関しては、割当予定の株式に係る継続所有等の確約を証する書類を上場承認の前日までに提出することで実施可能です。

(注3) 割当日から上場日以後6か月間を経過する日までが継続所有期間です。なお、上場日以後6か月間を経過する日が割当日から1年間を経過していない場合は、割当株式は

払込期日又は払込期間の最終日から1年間を経過する日まで、割当新株予約権は割当日から1年間経過する日までが継続所有期間です。

(注4) 割当日から上場日の前日までが継続所有期間です。

(6) 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載について

申請会社は、基準事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の「株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」において記載する必要があります。

(7) 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記録の保存等の取扱いについて

申請会社は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載の内容についての記録を保存する必要があります。

また、申請会社は、この記録について、札証が必要に応じて行う提出請求に応じなければなりません。

札証は、申請会社が記録の提出請求に応じない場合は、当該申請会社の名称及び提出請求に応じない状況にある旨を公表することができます。

さらに、札証は、提出された記録を検討した結果、株式等の移動の状況に関する記載の内容が、明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該申請会社及び幹事会員の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

IX 新規上場申請に伴う提出書類一覧表

規…有価証券上場規程

審…株券上場審査基準

公…上場前の公募又は売出し等に関する規則

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
1. 有価証券上場申請書■	上場申請日	1	規第3条①	
2. 上場申請有価証券訂正通知書■	事由発生後直ちに	1	〃	
3. 上場申請決議取締役会議事録(写)	上場申請日	1	〃 ②(1)	
4. 取締役会、株主総会の議事録(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む) (写) (申請事業年度)	〃	各1	〃 ⑤(1)	
5. 登記事項証明書■	〃	1	〃 ②(2)	
6. 定款	〃	1	〃 (3)	
7. 上場申請のための有価証券報告書(Iの部) ■ (添付の監査報告書)	上場承認まで	2	〃 (4) (〃 ⑦)	公募等に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる
8. 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書■	上場申請日	1	規第3条②(6)	
9. 北海道における事業活動及び事業計画の状況等北海道との関連性を記載した書面■	〃	1	〃 (7)の2	北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合
10. 推薦書(成長性に関する事項について記載) ■	〃	1	規第3条②(7) 規取扱2(3)	
11. 公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面■	〃	1	規第3条②(7)の3	
12. 投資に関する説明会を開催することについて確約した書面■	〃	1	〃 ②(8)	
13. 監査概要書	〃	1	〃 ⑧	
14. 諸規則(写)(株式事務取扱規程を含む)	〃	1	規取扱2(4)b	
15. 株主総会招集通知及びその添付書類(写)(最近1年間)	〃	1	〃 (4)c	
16. 株式事務代行委託契約(内諾)書、覚書(写)	〃	1	〃 (4)m	
17. 上場申請に係る各種説明資料				
(1) 事業の内容	上場申請日	1	規取扱2(4) o(a)イ	
(2) 今後の事業計画	〃	1	〃 ロ	
(3) 特別利害関係者との取引の内容	〃	1	〃 ハ	
(4) 業界及び取引先の状況	〃	1	〃 ニ	

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
18. 最近2事業年度における連結子会社に関する決算報告書	上場申請日	1	規取扱2(4) o (b)	
19. 上場申請に関する宣誓書■	〃	1	規第3条の2	
20. 主要な事業活動の前提となる事項を記載した書面■	〃	1	規取扱2(4) c の2	
21. 上場契約書■	上場承認まで	1	規第7条①	
22. 「上場申請のための有価証券報告書」及び「上場申請のための半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面■	〃	1	規第6条の4	
23. コーポレート・ガバナンスに関する報告書	〃	1	規第6条の5	上場日にTDnetを通じて登録
24. 純資産の額計算書	〃	1	審第6条①(2) 審取扱5(2)	公募により形式基準を充足する場合
<公募等を行う場合>				
25. 公募又は売出予定書■	上場申請日後遅滞なく	1	審取扱2(1) b (a) イ 公第3条	
26. 公募等の価格決定のお知らせ(プレスリリース) ■	決定後直ちに	1	〃 の3②	
27. 公募又は売出実施通知書■	申込期間終了の日から起算して3日以内	1	〃 の6① 審取扱2(1) b (a) ハ	
28. 委託販売に係る事務委託契約書■	上場承認まで	1	公取扱1条の4②	委託販売を行う場合であって未契約の元引受会員がある場合
29. 委託販売の組成の要領に関する通知書及びその添付書類■	決定後直ちに	1	〃	
30. 上場前の公募等に係る配分指針	〃	1	公第3条の4②	
31. ブックビルディング方式の場合、次の書類				
(1)ブックビルディングの方法に関する指針	〃	1	公第3条の12②	
(2)公開価格に係る仮条件決定のお知らせ(プレスリリース)	〃	1	公第3条の13②	
32. 非会員金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合、契約書(写)	契約後遅延なく	1	公第3条の7	

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
33. 入札の場合、次の書類				
(1) 特別利害関係者一覧表	上場申請日	1	規取扱 2 (4) h	
(2) 人的関係会社及び資本関係会社の一覧表及び役員名簿	〃	1	〃 i	
(3) 従業員名簿	〃	1	〃 k	
(4) 競争入札事務委任契約書■	上場承認まで	1	公第 5 条	
(5) 類似会社比準価格の算定書	決定後直ちに	1	公取扱 3 条(4)	
(6) 入札下限価格決定のお知らせ (プレスリリース)	〃	1	〃	
(7) 落札者名簿	落札結果通知日から起算して 3 日以内	1	公第 8 条②	
《第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合》				
34. 継続所有等に関する確約書	上場申請日 (上場申請日以後のときには発行後遅滞なく)	1	公第 17 条① 〃 第 19 条 公取扱 15 条③ 〃 18 条③	基準事業年度の末日の 1 年前の日以後、第三者割当等による募集株式、募集新株予約権の割当てを行っている場合
35. 第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡に関する通知書	〃	1	公第 18 条② 公取扱 16 条②	割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合
36. 第三者割当等による募集新株予約権又は取得株式等の譲渡に関する譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名、住所、株式数、日付、価格、理由、その他必要な事項を記載した書類	〃	1	公第 19 条 公取扱 18 条②	割当を受けた者が当該新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合
37. ストックオプションとしての新株予約権がある場合				
(1) 継続所有等に関する確約書	〃	1	公取扱 19 条④(1)	
(2) 新株予約権の割当等に関する取締役会議事録 (委員会設置会社にあつては執行役の決定があつたことを証する書面を含む)	〃	1	〃 (2)	
(3) 新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面	〃	1	〃 (3)	

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
38. ストックオプションとして新株予約権の行使等により取得した株式等がある場合				
(1) 継続所有等に関する確約書	上場申請日（上場申請日以後のときには発行後遅滞なく）	1	公第20条の2①	
(2) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当に関する取締役会の議事録（委員会設置会社にあつては執行役の決定があつたことを証する書類を含む）	〃	1	公取扱19条の2③(1)	上場申請日前に行使している場合、確約書に添付
(3) 新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類	〃	1	〃 (2)	〃
＜その他該当する場合に提出する書類＞				
39. 分割前の上場申請を行う場合、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書面(写)	上場申請日（上場申請日以後のときには発行後遅滞なく）	1	規取扱2(4)n	上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社
40. 会社法第416条第4項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面	〃	1	〃 nの3	指名委員会等設置会社である場合
41. 会社法第399条の13第5項に基づき取締役役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面	〃	1	〃 nの4	監査等委員会設置会社である場合
42. 親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る直前の決算の内容を記載した書面	〃	1	〃 nの5	親会社等を有している場合
43. 支配株主等に関する事項を記載した書面	〃	1	規取扱2(4)p	支配株主等を有している場合
44. 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書	事由発生後直ちに	1	規第3条⑤(2)	
45. 内閣総理大臣等に有価証券の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書を提出した場合				
(1) 有価証券届出書（訂正含む）及びその添付書類(写)	内閣総理大臣等に提出後直ちに	2	規第3条⑤(3) a	
(2) 有価証券届出効力発生通知書(写)	〃	1	〃 b	
(3) 有価証券通知書（変更含む）及びその添付書類(写)	〃	2	〃 c	

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
46. 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合				
(1) 発行登録書（訂正を含む）及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類（写）	実施後直ちに	2	規第3条⑤(4) a	
(2) 発行登録効力発生通知書（写）	〃	1	規第3条⑤(4) b	
(3) 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類（写）	〃	2	〃 c	
(4) 発行登録取下届出書（写）	〃	2	〃 d	
47. 内閣総理大臣等に以下の書類を提出した場合				
(1) 有価証券報告書（訂正含む）及びその添付書類（写）	内閣総理大臣等に提出後直ちに	2	規第3条⑤(5) a	
(2) 半期報告書（訂正含む）（写）	〃	2	〃 b	
(3) 臨時報告書（訂正含む）（写）	〃	2	〃 d	
(4) 自己株券買付状況報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 e	
(5) 公開買付届出書（訂正含む）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 f	
(6) 公開買付意見表明報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 g	
(7) 大量保有報告書（訂正含む）及び変更報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 h	
(8) 内部統制報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 i	
48. 内閣総理大臣等に以下の書類が提出され、当該提出者から送付を受けた場合				
(1) 公開買付届出書（訂正含む）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正含む）（写）	提出者から送付を受けた後直ちに	1	規第3条⑤(6) a	
(2) 大量保有報告書（訂正含む）及び変更報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 b	
(3) 公開買付意見表明報告書（訂正含む）（写）	〃	1	〃 (7)	

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
49. 上場日が基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合 上場申請のための半期報告書(期中レビュー報告書添付)	遅滞なく	2	規第3条⑥	

※1. 本所所定の様式は札幌証券取引所のホームページ「上場を目指す皆様へ」→「新規上場申請提出書類」からダウンロードしてください。

<https://www.sse.or.jp/targetcompany/doc>

※2. 書類名に■の記号が表記されている書類は書面でご提出いただく書類になります。■の記号が表記されていない書類は電磁的記録（USBメモリ等）によりご提出ください。